

平成18年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：民法（配点：100点）

注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「大学入試センター法科大学院適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

(民法)

第1問

わが国における法制度および判例理論を前提に、わが国において占有の訴えは、実質的にどのような場面において機能しているかにつき論述しなさい。

(配点:50点)

(民法)

第2問

Aは、Yから借り受けた本件土地に本件建物を建て、同建物をXに賃貸した。三者間には、「Aが地代の支払を引き続き3回怠ったときは、AY間の土地賃貸借は解除となり、建物を収去して土地を明け渡す。その際は、Xは建物から退去する。」旨の裁判上の和解調書がある。その後、多額の負債を抱えたAが地代の支払いを止めた。

問1 Aが地代の支払いを引き続き3回怠ったので、Yは、Aの債務不履行を理由に借地契約を解除した。以下の問いに答えなさい。(配点:10点)

- (1) YはXに対し建物からの退去を請求することができるか。
- (2) XはYから「近々、出て行ってもらうのでそのつもりで」と通告された。Xは、Yから通告された時点以降の家賃をAに対し支払わなくてよいか。

問2 現在、引き続き3回の地代不払いが現実化しそうな状況にある。このような状況のもとで、前記裁判上の和解調書があることを考慮して、以下の問いに答えなさい。(配点:40点)

- (1) 負債整理のため借地契約の解消を決意したAには、地代を支払う意思はない。そして、XはAのこの意思を知っている。この場合、XはAに代わって地代を支払うことができるか。
- (2) Xは、Yに対し電話で、地代支払いの準備があるから受け取って欲しい旨を伝えたが、Yは「よけいなことをするな」といって応じてくれなかった。そこで、Xは、地代金を受領するよう求めて調停の申立てをし、3回分の地代金を携帯して、調停期日に出頭した。しかし、Yは出頭しなかった。同日、Xは3回分の地代金を供託した。4回目以降も供託を続けている。
これに対し、Yは、Aが地代の支払いを引き続き3回怠ったとして、前記和解調書に基づきXに対し建物からの退去の執行を求めている。Xは建物から退去しなければならないか。
- (3) その後、あらためてXとYが協議し、Yが供託金を受け取った。ただし、Xは、地代支払いがAの意思に反することを知っていたので、供託したことをAに通知していない。この場合、XはAに対しどのような権利を取得するか。